

墨田区保育所条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行				
付 則 1～7 〔略〕 8 次の表の左欄に掲げる保育所の位置は、平成26年5月1日から墨田区規則で定める日までの間は、別表の規定にかかわらず、当該右欄に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td>墨田区きんし保育園</td><td>墨田区亀沢二丁目24番6号</td></tr> </table>	名 称	位 置	墨田区きんし保育園	墨田区亀沢二丁目24番6号	付 則 1～7 〔略〕 〔新設〕
名 称	位 置				
墨田区きんし保育園	墨田区亀沢二丁目24番6号				

付 則
この条例は、平成26年5月1日から施行する。